

第 7 0 号議案

中野区職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 9 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例について規定を整備する必要がある。

中野区職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(中野区職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 中野区職員の分限に関する条例（昭和26年中野区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前2項の規定の適用については、前2項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。

第6条第1項中「、第2項及び第4項」を「（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」、第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第5項」に改める。

(中野区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 中野区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年中野区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び第28条の5第1項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(中野区職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 中野区職員の育児休業等に関する条例(平成4年中野区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「非常勤職員」を「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第15条第1項中「勤務時間」の次に「(前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、当該職員について定められた勤務時間)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第19条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(中野区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 中野区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年中野区条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(中野区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第6条 中野区職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年中野区条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条中第2条第2項第3号の改正規定(「条件附採用」を「条件付採用」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。